各検疫所長 殿

健康・生活衛生局食品監視安全課 輸入食品安全対策室長 (公印省略)

「令和5年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について (中国産にんじんのトリアジメノール並びにアスパラガスのイソプロカルブ、フェン プロパトリン及びプロフェノホス)

標記については、令和5年3月30日付け薬生食輸発0330第2号(最終改正:令和6年2月20日付け健生食輸発0220第2号)(以下「モニタリング通知」という。)に基づき 実施しているところである。

今般、中国産にんじんのトリアジメノールについて、検査命令を解除したことから、令和5年度輸入食品監視指導計画に基づき、モニタリング検査の頻度を30%として対応するとともに、地方自治体が実施した収去検査の結果、中国産アスパラガスにおいて、残留農薬の基準に違反した事例があったことから、中国産アスパラガスのイソプロカルブ、フェンプロパトリン及びプロフェノホスに係るモニタリング検査の頻度を30%に引き上げることとし、モニタリング通知の別表第2に下記を追加することとしたので、御了知の上、関係業者等への周知方よろしくお願いする。

記

検査強化	対象国	対象品目	検査項目	製造者、製造所、
日	・地域			輸出者及び包装者
令和6年	中国	にんじん及びその加工	トリアジメノール	
2 月28日		品(簡易な加工に限る。)		
		アスパラガス及びその	イソプロカルブ	
		加工品 (簡易な加工に限	フェンプロパトリン	
		る。)	プロフェノホス	